

平成20年10月1日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人 日本音楽著作権協会
社団法人 日本芸能実演家団体協議会
社団法人 日本レコード協会
社団法人 日本音楽事業者協会
社団法人 音楽出版社協会
社団法人 音楽制作者連盟
日本音楽作家団体協議会

要 望 書

日頃は著作権問題に関して、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、内閣官房知的財産戦略本部に設置された「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」では、「日本版フェアユース」なる概念について数度にわたる議論が行われ、目下その法制化に向けて10月を目途に一定の取り纏めが行われると聞きました。

しかしながら、当該調査会には、かかる法制化により大きな影響を受ける権利者を代表する立場の者が構成員として参加していないばかりか、権利者あるいはその関係者に対する意見の聴取すら行われておりません。

「創造」、「保護」、「活用」は知財計画の重要な柱と認識しておりますが、権利者が不在のまま「活用」ばかりに話が及ぶとすれば、甚だ公平さに欠けた運営と言わざるを得ません。

つきましては、権利者が参加したうえで、その意見を十分反映できるよう、改めて議論されることを強く要望いたします。

なお、他の調査会等におきましても、同様のご配慮をいただきたくお願いいたします。